

大仙市談合情報対応マニュアル

第1 本マニュアルの趣旨及び対象

1. 本マニュアルの趣旨

本マニュアルは、建設工事等の入札の適正を期し、入札談合に関する情報に対して、公正取引委員会及び管轄警察署との連携を図りつつ、迅速かつ的確な対応を行うため、その具体的な手続を定めるものである。

2. 本マニュアルの対象

本マニュアルの対象は、一般土木工事、建築一式工事、吹付工事、電気工事、給排水暖冷房衛生設備工事、鋼構造物工事、舗装工事、一般塗装工事、路面表示工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、水道施設工事、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、補償コンサルタント業務、地質調査業務及び環境調査業務に係る入札について把握した談合に関する情報とする。

第2 入札談合に関する情報の確認と把握

1. 情報の確認

入札に付そうとする工事（業務）又はすでに入札を執行した工事（業務）について、入札談合に関する情報を把握した場合には、情報確認項目（別紙1）により当該情報の内容を確認するものとする。

2. 情報の把握

職員は、入札談合に関する情報に接したときは、次に掲げるところにより、可能な限り当該情報の把握に努めるものとする。

(1) 情報提供者が報道機関に所属する者であるときは、報道活動に支障のない範囲で、情報の出所、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等について明らかにするよう要請するものとする。

(2) 情報提供者が報道機関に所属する者以外の者であるときは、当該情報提供者と現に接触している場合に限り、当該情報提供者自身の職業及び氏名、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等について明らかにするよう要請するものとする。

なお、当該情報提供者と現に接触していない場合は、当該情報提供者への接触を可とする入札契約資格等審査委員会（以下「委員会」という。）の決定を受けて接触するものとする。

(3) 入札談合に関する情報に接した職員は、直ちに当該情報があった旨を部長へ報告すると

もに、様式3により、委員会の事務局（以下「事務局」という。）へ報告するものとする。

- (4) 新聞等の報道により入札談合に関する情報に接したときも、上記(3)により対応するものとする。
- (5) 事務局は、上記(3)（上記(4)の場合を含む。）により、職員から入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、速やかに委員会を招集し、当該情報に係る報告を行うものとする。

3. 委員会による審議等

(1) 入札談合に関する情報に係る審議等

- ① 委員会は、入札談合に関する情報に係る報告を受けたときは、別に定める判断基準により、当該情報が信憑性を有する情報（以下「談合情報」という）か否かについて審議し、事情聴取等の調査の要否等についても審議するものとする。この場合において、当該情報にその時点においては未だ検証できない内容が含まれるときは、当該内容については、その検証が可能となった後に改めて審議するものとする。
- ② ①により、談合情報として取り扱うこととした場合は、第3以下の手続きにより対応するものとする。
- ③ 委員会は、入札談合に関する情報の信憑性等を確認するために情報提供者への接触が必要と認めるときは、当該情報提供者が反社会的勢力であるなど特段の支障が見込まれる場合を除き、その旨決定するものとする。
- ④ 委員会は、上記①の審議の結果、事情聴取等の調査を要すると認めるときは、その旨及び事情聴取項目等の調査内容を決定するものとする。
- ⑤ 委員会は、上記①の審議の結果、事情聴取等の調査を要しないと認めるときは、その旨を決定するものとする。

(2) 工事費内訳書のチェック

- ① 委員会は、上記(1)④により、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、入札談合に関する情報の対象となっている案件に係る積算内容を把握している職員をして、工事費内訳書をチェックさせるものとする。なお、委員会は、分析に漏れ、誤り等がないようチェックリストを作成し万全を期するものとする。
- ② 入札談合に関する情報の対象となっている案件が工事費内訳書の提出を求めることと

されていないものであるときは、現に入札手続に参加している者（第1回の入札までに辞退している者を除く。）全員に対して、第1回の入札に際し（第1回の入札後に事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、当該決定後速やかに）、工事費内訳書を提出するよう要請するものとする。

- ③ 上記①の職員は、提出されているすべての工事費内訳書を入念にチェックし、その結果を文書化するとともに、当該文書をチェックの対象となった工事費内訳書とともに事務局へ提出するものとする。

（3）技術提案書のチェック

- ① 委員会は、上記(1) ④により、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、入札談合に関する情報の対象となっている案件に係る技術提案内容を把握している職員をして、技術提案書をチェックさせるものとする。なお、委員会は、分析に漏れ、誤り等がないようチェックリストを作成し万全を期するものとする。
- ② 上記①の職員は、提出されているすべての技術提案書を入念にチェックし、その結果を文書化するとともに、当該文書をチェックの対象となった技術提案書とともに事務局へ提出するものとする。

（4）事情聴取

- ① 委員会は、上記(1) ④により、事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定したときは、下記5(1)①に定める者に事情聴取を行わせるものとする。
- ② 事情聴取の項目は委員会が決定するものとし、必ず積算の考え方に関する質問を含めるとともに、上記(2)及び(3)に基づく工事費内訳書及び技術提案書のチェックの結果を反映したものとなるよう留意するものとする。

なお、技術提案書のチェックの結果を踏まえ、入札前に事情聴取等の調査を実施しようとするときは、事情聴取項目に上記(3)に基づく技術提案書のチェックの結果を反映したものとなるよう留意するものとする。
- ③ 委員会は、あらかじめ事情聴取項目の例を作成するとともに、事情聴取項目が個別の事案に即した実効的なものとなるよう、常に工夫してこれを決定するものとする。

（5）談合情報の対象となっている案件に係る入札手続等の取扱いに係る審議

- ① 委員会は、上記(2)から(4)までの結果を総合的に考慮し、入札の執行（一部の入札者の入札を無効とした上で入札を執行する場合を含む。以下同じ。）若しくは入札の取止め、

落札者との契約の締結の可否又は契約の解除の可否（以下「入札手続等の取扱い」という。）について審議するものとする。

② 委員会は下記第2の規定を踏まえて上記①の審議を行い、入札手続等の取扱いに係る結論を得るものとする。

（6）審議の内容に係る記録の作成

① 事務局は、様式2により、委員会における審議の内容に係る記録を作成し、審議に用いた資料とともに、委員の確認を受けるものとする。

② 上記①の文書（審議に用いた資料並びに工事費内訳書及び技術提案書に係る電子データを含む。）は、契約書類の保存期間の間保存しておくものとする。

4. 公正取引委員会及び管轄警察署への通報

（1）部長は、3（1）①の審議の結果、談合情報として取り扱うこととした場合は、様式2-1に談合情報報告書（様式3）を添付して、直ちに総務部長に報告するとともに、様式4により入札執行者に通知するものとする。

（2）委員会が事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定した入札談合に関する情報については、当該決定を行ったときのほか、追加の談合情報があった場合や、入札手続等の取扱いに係る結論を得たときなど、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会及び管轄警察署へ通報するものとする。

① 公正取引委員会及び管轄警察署への通報に際しては、原則として、担当官へ直接に説明する方法によるものとする。

② 公正取引委員会への通報は、別紙1に定める公正取引委員会の窓口に対し、事情聴取等の調査を要すると認める旨の決定を行った際には様式2-1により、その後の調査結果等に関する通報の際には様式2-2により、総務部長が行うものとする。

③ 管轄警察署への通報は、様式3-1又は様式3-2により総務部長が行うものとする。

④ 通報に係る情報について公正取引委員会又は管轄警察署から協力要請があったときは、事務局を窓口として可能な限り協力するものとする。

⑤ 事務局は、公正取引委員会又は管轄警察署からの照会があった際に的確な対応ができるよう、通報に係る情報の内容を整理しておくものとする。

5. 事情聴取の実施方法

(1) 事情聴取の実施者

- ① 事情聴取は、契約検査課において別紙2の手順により、当該課長又はそれに準じる者等の複数の職員で行うものとする。
- ② 事情聴取別紙3を参考とした項目について聴取を行うものとする。
- ③ 事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わり通謀の機会を与えることのないよう、対象者の呼出時間の設定を工夫するとともに、情報管理を徹底するものとする。

(2) 事情聴取の対象者

- ① 事情聴取は、辞退者を含む入札参加者（競争参加資格確認申請書の提出期限の日において入札執行者が競争参加資格を確認した者をいい、その後に辞退した者を含む。以下同じ。）全員に対して行うものとする。
- ② 辞退者を含む入札参加者への事情聴取は、原則として、契約を締結する権限を有する者を相手に実施するものとする。なお、必要に応じ、積算内容等の技術的事項を説明できる者の同席を認めることは差し支えない。

(3) 事情聴取の実施時期

- ① 事情聴取は、落札者決定前に談合情報を把握した場合は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日の前に実施するか、又は入札日時の繰り下げ若しくは落札者決定の保留を行った上で実施するものとする。また、落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合及び契約締結後に談合情報を把握した場合は、速やかに実施するものとする。
- ② 入札執行者は、入札執行までに事情聴取を実施する時間的余裕がない場合は、入札を延期することができるものとし、入札参加者に対しその旨の通知（「大仙市建設工事等競争入札に関する基本要綱」の様式第2号による。以下同じ。）を行うものとする。

(4) 事情聴取書の作成等

- ① 入札執行者は、事情聴取の対象者に対し、委員会が決定した事情聴取項目を踏まえた

質問を行うとともに、事情聴取の対象者の回答内容等を把握するものとする。

- ② 入札執行者は、事情聴取を終えたときは、様式6により、事情聴取項目、事情聴取の対象者の回答内容及び自己の所見を記した事情聴取書を作成するとともに、様式7により直ちにこれを委員長へ提出するものとする。

(5) 委員長の対応

委員長は、上記(4)②により、事情聴取の実施者から事情聴取書の提出を受けたときは、速やかに委員会を招集し、工事費内訳書及び技術提案書のチェックの結果とともに、事情聴取の結果を報告するものとする。

第3 調査結果を踏まえた入札手続き等の取扱い

I 落札者決定前に談合情報を把握した場合

1 事情聴取等

- (1) 入札執行者は、第2の4(1)の通知を受けた場合は、入札に参加しようとする者(以下Iにおいて「入札参加者」という。)全員に対して事情聴取を行うものとする。
なお、事情聴取は、原則として、入札日の前日以前に行うものとする。
- (2) 入札執行者は、事情聴取を行う場合には、様式5により入札参加者全員に通知するものとする。
- (3) 入札執行者は、事情聴取の終了後直ちに、事情聴取対象者に誓約書(「大仙市建設工事等競争入札に関する基本要綱」の様式第3号による。以下同じ。)の提出を求めるものとする。
- (4) 入札執行者は、事情聴取の終了後、事情聴取書(様式6)を作成し、誓約書の写しを添付の上、様式7により直ちに委員長に送付するものとする。

2. 事情聴取結果による審議等

(1) 委員会の招集

委員長は、4(4)②により事情聴取書等の送付を受けた場合は、速やかに委員会を招集するものとする。

(2) 事情聴取結果の審議

委員会は、事情聴取結果により、明らかに談合の事実があったと認められるか否かについて審議するものとする。

(3) 審議結果の通知

委員長は、(2)の審議の結果を様式4により入札執行者に通知するものとする。

3. 事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる**証拠を得たとき**の対応

(1) 入札の延期又は取止め

入札執行者は、委員長から明らかに談合の事実があったと認められる旨の通知を受けた場合は、**関係する入札参加者を入札に参加させず、「大仙市建設工事等競争入札に関する基本要綱」第10条第1項の規定により、入札を延期し、又は取り止めるものとする。**

(2) 公正取引委員会**及び管轄警察署**への報告等

① 部長は、(1)により対応した場合は、様式2-1に事情聴取書(様式6)の写し及び誓約書の写しを添付して、直ちに総務部長に報告するものとする。

② 総務部長は、(2)①の報告を受けた場合又は(1)により対応した場合は、様式2-1に事情聴取書(様式6)の写し及び誓約書の写しを添付して、直ちに公正取引委員会**及び管轄警察署へ通報**するものとする。

(3) 上記(1)の場合、公正取引委員会に対しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に関する手続について」(平成15年3月10日国地契第94号、国官技第305号、国営計第170号。以下「入契法手続通達」という。)の規定による通知をあわせて行うものとする。

4. 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合の対応

(1) 公正取引委員会**及び管轄警察署**への報告等

① 部長は、2(2)の審議の結果、談合の事実があったと認められない場合は、様式2に事情聴取書(様式6)の写し及び誓約書の写しを添付して、直ちに総務部長に報告するものとする。

② 総務部長は、①の報告を受けた場合又は2(2)の審議の結果、談合の事実があったと認められない場合は、様式2-1に事情聴取書(様式6)の写し及び誓約書の写しを添付して、直ちに公正取引委員会**及び管轄警察署に通報**するものとする。

(2) 入札の執行及び落札者の保留

① 入札執行者は、委員長から談合の事実があったと認められない旨の通知を受けた場合は、入札参加者に対し入札執行後明らかに談合の事実があったと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に、入札を行うものとする。

② 入札執行者は、①により対応した場合、委員長から見積内訳明細書の精査結果に係る審議の結果、談合の事実があったと認められない旨の通知を受けるまで、落札者の決定を保留するものとし、入札終了後にその旨入札参加者に説明（別紙4下段）するものとする。

(3) 見積内訳明細書の提出

(2) の場合、建設工事にあつては、入札執行者は、第1回目の入札に際し、全ての入札参加者から見積内訳明細書を提出させるものとする。

(4) 見積内訳明細書の精査

入札執行者は、入札終了後、直ちに入札参加者全員の見積内訳明細書の精査を行うものとする。

(5) 見積内訳明細書等の送付

入札執行者は、見積内訳明細書を精査した後、当該見積内訳明細書の写し及び入札顛末調書の写しを添付して、様式7により委員長に送付するものとする。この場合において、入札執行者は、委員長への送付に先立って、必要に応じ、入札参加者に対して事情聴取を行うことができるものとする。

(6) 委員会の招集

委員長は、(5)により見積内訳明細書の写し等の送付を受けた場合は、速やかに委員会を招集するものとする。

(7) 見積内訳明細書の精査結果による審議

委員会は、見積内訳明細書の精査結果により、明らかに談合の事実があったと認められるか否かについて審議するものとする。

(8) 審議結果の通知

委員長は、(7)による審議の結果を様式4により入札執行者に通知するものとする。

(9) 見積内訳明細書の精査結果による審議において、明らかに談合の事実があったと認められる場合の対応

入札執行者は、委員長から明らかに談合の事実があったと認められる旨の通知を受けた

場合は、「大仙市建設工事等競争入札に関する基本要綱」第12条第5号の規定により入札を無効とするものとする。

(10) 公正取引委員会及び管轄警察署への報告等

ア 部長は、(9)により対応した場合は、様式2-1に入札顛末調書の写し及び見積内訳明細書の写しを添付して、直ちに総務部長に報告するものとする。

イ 総務部長は、アの報告を受けた場合又は(9)により対応した場合は、様式2-1に入札顛末調書の写し及び見積内訳明細書の写しを添付して、直ちに公正取引委員会及び管轄警察署に報告するものとする。

(11) 見積内訳明細書の精査結果による審議において談合の事実があったと認められない場合の対応

① 落札者の決定

入札執行者は、委員長から談合の事実があったと認められない旨の通知を受けた場合は、大仙市建設工事等指名競争入札による場合は大仙市建設工事等指名競争入札実施要綱第12条第1項、又、大仙市建設工事条件付き一般競争入札による場合は第12条第1項及び大仙市総合評価落札方式による場合は第10条第1項の規定により、落札者を決定するものとする。

② 公正取引委員会及び管轄警察署への報告等

ア 部長は、①により対応した場合は、様式2-1に入札顛末調書の写しを添付して、速やかに総務部長に報告するものとする。

イ 総務部長は、アの報告を受けた場合又は①により対応した場合は、様式2-1に入札顛末調書の写しを添付して、速やかに公正取引委員会及び管轄警察署に報告するものとする。

II. 落札者決定後かつ契約締結前に談合情報を把握した場合

1. 事情聴取等

(1) 入札執行者は、第2の4(1)の通知を受けた場合は、入札に参加した者(入札辞退者を含む。II及びIIIにおいて「入札参加者」という。)全員に対して事情聴取を行うものとする。

- (2) 入札執行者は、事情聴取を行う場合には、様式5により入札参加者全員に通知するものとする。
- (3) 入札執行者は、事情聴取の終了後直ちに、事情聴取対象者に誓約書の提出を求めるものとする。
- (4) 入札執行者は、事情聴取の終了後、事情聴取書（様式6）を作成し、誓約書の写しを添付の上、様式7により直ちに委員長に送付するものとする。

2. 事情聴取結果による審議等

- (1) 委員会の招集
委員長は、1（4）により事情聴取書等の送付を受けた場合は、速やかに委員会を招集するものとする。
- (2) 事情聴取結果の審議
委員会は、事情聴取結果により、明らかに談合の事実があったと認められるか否かについて審議するものとする。
- (3) 審議結果の通知
委員長は、（2）の審議の結果を様式4により入札執行者に通知するものとする。

3. 事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応

- (1) 入札の無効
入札執行者は、委員長から明らかに談合の事実があったと認められる旨の通知を受けた場合は、「大仙市建設工事等競争入札に関する基本要綱」第12条第5号の規定により、すべての入札者の入札を無効するとともに、落札者の決定を取り消すものとする。
- (2) 公正取引委員会及び管轄警察署への報告等
 - ① 部長は、（1）により対応した場合は、様式2-1に事情聴取書（様式6）の写し及び誓約書の写しを添付して、直ちに総務部長に報告するものとする。
 - ② 総務部長は、（2）の報告を受けた場合又は（1）により対応した場合は、様式2-1に事情聴取者（様式6）の写し及び誓約書の写しを添付して、直ちに公正取引委員会及び管轄警察署へ通報するものとする。

(3) 上記(1)の場合、公正取引委員会に対しては、入契法手続通達の規定による通知をあわせて行うものとする。

4. 事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応

(1) 辞退者を含む入札参加者全員から誓約書「大仙市建設工事等競争入札に関する基本要綱」様式第5号を自主的に提出させるとともに、当該参加者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項(別紙4)を交付するものとする。

(2) 部長は、2(2)の審議の結果、談合の事実があったと認められない場合は、様式2-1に事情聴取書(様式6)の写し及び誓約書の写しを添付して、直ちに総務部長に報告するものとする。

(3) 総務部長は、(2)の報告を受けた場合又は2(2)の審議の結果、談合の事実があったと認められない場合は、様式2-1に事情聴取書(様式6)の写し及び誓約書の写しを添付して、直ちに公正取引委員会及び管轄警察署に通報するものとする。

Ⅲ. 契約締結後に談合情報を把握した場合

1. 事情聴取等

(1) 入札執行者は、第2の4(1)の通知を受けた場合は、入札参加者全員に対して事情聴取を行うものとする。

(2) 入札執行者は、事情聴取を行う場合には、様式5により入札参加者全員に通知するものとする。

(3) 入札執行者は、事情聴取の終了後直ちに、事情聴取対象者に誓約書の提出を求めるものとする。

(4) 入札執行者は、事情聴取の終了後、事情聴取書(様式6)を作成し、誓約書の写しを添付の上、様式7により直ちに委員長に送付するものとする。

2. 事情聴取結果による審議等

(1) 委員会の招集

委員長は、1(4)により事情聴取書等の送付を受けた場合は、速やかに委員会を招集するものとする。

(2) 事情聴取結果の審議

委員会は、事情聴取結果により、明らかに談合の事実があったと認められるか否かについて審議するものとする。

(3) 審議結果の通知

委員長は、(2)の審議の結果を様式4により入札執行者に通知するものとする。

3. 事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たときの対応

(1) 契約の解除

市長は、委員長から明らかに談合の事実があったと認められる旨の通知を受けた場合は、工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。

(2) 公正取引委員会及び管轄警察署への報告等

① 部長は、2(2)の審議の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合は、様式2に事情聴取書(様式6)の写し及び誓約書の写しを添付して、直ちに総務部長に報告するものとする。また、市長が契約を解除した場合は、その旨報告するものとする。

② 総務部長は、①の報告を受けた場合又は2(2)の審議の結果、明らかに談合の事実があったと認められる場合は、様式2-1に事情聴取書(様式6)の写し及び誓約書の写しを添付して、直ちに公正取引委員会及び管轄警察署へ通報するものとする。また、市長が契約を解除した場合は、その旨通報するものとする。

(3) 上記(1)の場合、公正取引委員会に対しては、入契法手続通達の規定による通知をあわせて行うものとする。

4. 事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠が得られなかったときの対応

(1) 辞退者を含む入札参加者全員から誓約書「大仙市建設工事等競争入札に関する基本要綱」様式第5号を自主的に提出させるとともに、当該参加者に対して誓約書の内容に違背した場合の不利益等に関する注意事項(別紙4)を交付するものとする。

(2) 部長は、2(2)の審議の結果、談合の事実があったと認められない場合は、様式2-1に事情聴取書(様式6)の写し及び誓約書の写しを添付して、直ちに総務部長に報告するものとする。

(3) 総務部長は、(2)の報告を受けた場合又は2(2)の審議の結果、談合の事実があったと認められない場合は、様式2-1に事情聴取書(様式6)の写し及び誓約書の写しを添付して、直ちに公正取引委員会及び管轄警察署へ通報するものとする。

第4 個別の手続等

第2及び第3に定める手続は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

1. 委員会の会議

委員長は、緊急を要するため委員会を開催することができない場合は、書類の回議をもって委員会の会議に代えることができるものとする。

2. 公正取引委員会及び管轄警察署への通報等

- (1) 公正取引委員会及び管轄警察署への通報等を行った場合は、通報等の内容について公正取引委員会及び管轄警察署からの問い合わせがあることも予想されるため、委員会の事務局は提出した資料の範囲内での確な対応ができるよう内容について整理しておくものとする。
- (2) 公正取引委員会及び管轄警察署へは、手続の各段階で談合情報報告書、事情聴取書、誓約書及び入札顛末調書の写し等を送付するものであるが、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後に一括して送付できるものとする。

3. 入札の執行

第3のIの4(2)①の「入札を無効とする旨の注意」及び②の「落札者の決定を保留する旨の説明」は別紙4により行うものとする。

4. 報道機関等への対応

入札談合に関する情報及び談合情報について、報道機関等からの問い合わせがあったときは、原則として、入札執行者が一元的に対応するものとする。(談合情報については本マニュアルに沿って手続を進めている旨を明らかにするものとする。)ただし、委員長(副市長)が、状況にかんがみ、その他の職員をして対応させることが適当であると認めるときは、この限りでない。

なお、入札談合に関する情報等に関する他の行政機関の業務の遂行の妨げにならないよう、発注者側から積極的に入札談合に関する情報等を公表するものではないことに留意するものとし、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会及び警察庁へ通報している旨を明らかにすること。

第5 その他

(1) 誓約書の提出後に独占禁止法違反等が判明した場合の指名停止期間の加重

誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第3条若しくは第8条又は刑法第96条の3第1項若しくは第2項違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置すること。

(2) 建設コンサルタント業務等への準用

本マニュアルの規定は、建設コンサルタント業務等に係る入札談合に関する情報について準用する。

談合疑義事実処理マニュアル

1 入札談合に関する疑義事実の把握

- (1) 入札談合に関する疑義事実を把握した部長は直ちに、様式1により、事務局へ報告するものとし、入札執行者にあつては、あわせて当該疑義事実を把握した旨を直ちに委員長へ報告するものとする。
- (2) 事務局は、上記(1)により、部長から入札談合に関する疑義事実に係る報告を受けたときは、速やかに委員会を招集し、当該疑義事実に係る報告を行うものとする。

2 入札契約資格審査等審査委員会による審議

委員会は、入札談合に関する疑義事実に係る報告を受けたときは、事情聴取等の調査の要否について審議するものとする。

3 公正取引委員会及び管轄警察署への通報

委員会が事情聴取等の調査を要すると認める旨を決定した入札談合に関する疑義事実については、当該決定を行ったときのほか、追加の談合疑義事実があつた場合や、入札手続き等の取扱いに係る結論を得たときなど、手続きの各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会及び管轄警察署へ通報するものとする。

4 準用

上記1から3までのほか、入札談合に関する談合疑義事実を把握した場合の対応については、別添2「談合情報マニュアル」の第1「通則」、第2「調査結果を踏まえた入札手続き等の取扱い」を準用して対応するものとする。

公正取引委員会の窓口

窓口	担当課	管轄区域
東北事務所	第一審査課	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
事務総局審査局	管理企画課（情報管理室）	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県
中部事務所	第一審査課	富山県 石川県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿中国四国事務所	第一審査課	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
近畿中国四国事務所 （中国支所）	第一審査課	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
近畿中国四国事務所 （四国支所）	審査課	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州事務所	第一審査課	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

情報確認項目

<input type="checkbox"/> A. 情報源
<input type="checkbox"/> ①情報提供者が談合を目撃したのか他の者から聞いたのか。 (内容：)
<input type="checkbox"/> B. 情報提供者の氏名等
<input type="checkbox"/> ②情報提供者が住所・氏名を明らかにしているか。または特定できるか。 (内容：)
<input type="checkbox"/> ③情報提供者が自己の立場を明らかにしているか。または特定できるか。 (内容：)
<input type="checkbox"/> C. 談合が行われた工事
<input type="checkbox"/> ④工事名が明らかにされているか。または特定できるか。 (内容：)
<input type="checkbox"/> D. 談合が行われた日時・場所
<input type="checkbox"/> ⑤談合が行われた日時が明らかにされているか。または特定できるか。 (内容：)
<input type="checkbox"/> ⑥談合が行われた場所（施設、会場名等）が明らかにされているか。または特定できるか。 (内容：)
<input type="checkbox"/> E. 談合の方法等
<input type="checkbox"/> ⑦談合の参加者は明らかにされているか。または特定できるか。 (内容：)
<input type="checkbox"/> ⑧談合の具体的な方法は明らかにされているか。または特定できるか。 (内容：)
<input type="checkbox"/> F. 談合の結果
<input type="checkbox"/> ⑨談合予定者は明らかにされているか。または特定できるか。 (内容：)
<input type="checkbox"/> ⑩落札予定金額は明らかにされているか。または特定できるか。 (内容：)
<input type="checkbox"/> G. 上記以外の内容
<input type="checkbox"/> ⑪上記以外に情報の信憑性を高める情報、証拠物件が提供されているか。 (内容：)

- ※ 1. 小項目①～⑪のうち該当する項目にレ印を記入し、内容を簡潔に記入すること。
 2. 小項目の1つ以上に該当する場合は、その大項目に該当するものとし、レ印を記入すること。

事情聴取手順

1. 出席者の確認

- (1) 事情聴取対象者名簿（別紙5）の作成（自筆記入）。
- (2) 出席者確認（名簿順に出席者を読み上げ、確認する。）

2. 開会

(1) 事情聴取を行う理由の説明

（発言）

- ・ 今回の事情聴取は、先に連絡したとおり、〇〇工事の入札について、不穏当な情報が寄せられているので、こうした情報が事実なのかどうかを確認するものです。
- ・ なお、本日の事情聴取の結果については、公正取引委員会に報告することとしています。

(2) 進行要領の説明

（発音）

- ・ これから別室で、個々に事情を聴取します。順番にご案内するので、それまでこの部屋で静かにお待ちください。私語は厳禁とします。聴取の順番は・・・となります。
- ・ 事情聴取にあたっては、はじめに名刺等により、皆様の身分を確認します。
- ・ 個々の事情聴取が終わっても、全員が終了し、こちらから指示をするまで、この場で静かにお待ちください。私語は厳禁とします。
- ・ なお、本日の事情聴取は、〇〇課（所）長と〇〇班長が担当します。また、この部屋には、〇〇課（所）長が待機します。

3. 事情聴取

(1) 聴取対象者の身分確認

(2) 事情聴取項目による聴取

(3) 誓約書への署名捺印（写しを公正取引委員会に送付する旨を告知）

4. 事情聴取終了後の対応

(1) 談合の事実があったと認められる場合

（発言）

- ・ 個別に事情を聞いたところ、不穏当な情報に関する事実が認められました。
- ・ 今後、入札を執行するか否かについては、後日通知します。（落札者決定前に談合に関する情報を把握した場合）
- ・ 今後、入札を無効とし、落札者の決定を取り消すか否かについては、後日通知します。（落札者決定後かつ契約締結前に談合に関する情報を把握した場合）

(2) 談合の事実があったと認められない場合

(発言)

- ・ 事情聴取が全て終了しましたが、寄せられた情報の事実は確認できませんでした。
- ・ 入札日時は後日通知します。(落札者決定前に談合に関する情報を把握した場合)
- ・ 契約日時は後日通知します。(落札者決定後かつ契約締結前に談合に関する情報を把握した場合)

事情聴取項目（参考例）

1. 工事（業務）の入札に先立ち、すでに落札業者が決定しているとの情報があるが、そのような事実はあるか。
2. 本件入札に関して、受注意欲、営業活動、受注実績等の情報交換を行ったか。
3. 過去の入札における各社の指名回数、受注実績等に関する情報を、今後の入札の参考とするため、共同で整理したり、提供したりしたことはあるか。又は提供を受けたことはあるか。
4. 他の者に対し、指名を受けたことや入札への参加予定について報告等を求めたか。又は他の者から求められたか。
5. 他の者と入札価格や落札予定者等についての情報交換、打ち合わせ又は話し合いを行ったか。
6. 他の者に対し、入札価格や落札予定者に関する連絡、指示等を行ったか。又は他の者から連絡、指示等を受けたか。
7. 他の者に対し、発注、金銭支払い等の利益供与の申し出をしたか。又は他の者から申し出を受けたか。
8. （JV工事にあっては、）JVの組み合わせに関して、情報交換、打ち合わせ又は話し合いを行ったか。
9. このような情報が出たことについてどう思うか。
10. 入札参加にあたり、一切の不正行為がないことを誓約できるか。
11. 必ず、積算の考え方に関する質問を含める。 p 3の（4）の②

※ 1～8について、質問の事実がある旨の回答があった場合は、その内容を詳細に聴取する。

本件入札に係る注意事項

平成 年 月 日

様

入札執行者

(対象案件名)

1. 本件入札について談合が行われた旨の情報があったが、大仙市建設工事等競争入札心得を遵守し、厳正に入札すること。
2. 落札者決定後かつ契約締結前、明らかに談合の事実があったと認められた場合には、大仙市建設工事等競争入札に関する基本要綱第12条第5号により入札を無効とする。
3. 本件においては、各入札参加者（辞退者を含む。）から、大仙市建設工事等競争入札心得第2の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書が提出されているため、将来、同規定に違背していたことが明らかとなったときは、誓約書の提出者に対して指名停止期間の加重等がありうることに留意すること。

※ この注意事項については、入札直前に告知し、誓約書の提出者に対して交付するものとする。

落札者の決定の保留に係る説明事項

入札を行ったが、見積内訳明細書を精査し、その結果について審議し、談合の事実があったとは認められないと判断されるまで、落札者の決定を保留する。落札者を決定した場合は、落札者に後日通知する。

※ この注意事項については、入札直後に告知するものとする。

